

(表)
法人県民税 減免申請書
法人事業税

年 月 日

宮城県 所長 殿

課税番号							
主たる事務所等の所在地	電話番号						
法人名							
法人番号							
代表者氏名 印							印

県税減免条例附則第6項、第9項の規定により法人県民税の法人税割、法人事業税を減免されるよう下記のとおり申請します。

事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
税目等	課税標準額 ①	税額 ②	控除額 ③
法人県民税 (法人税割)	円	円	円 (イ)
法人事業税	円	円	円 (ロ)
減免申請額	法人県民税 (法人税割)	(イ) × 10/100 =	円 (ハ)
	法人事業税	(ロ) × 10/100 =	円 (ニ)
差引	法人県民税 (法人税割)	(イ) - (ハ) =	円
税額	法人事業税	(ロ) - (ニ) =	円

東日本大震災により生じた損失の額

損失の種類	特別損失				繰延資産 ⑨	合計 (⑧+⑨) ⑩
	棚卸資産 に係るもの ⑤	固定資産 に係るもの ⑥	その他特別 損失に係る もの⑦	小計 (⑤+⑥+⑦) ⑧		
資産の滅失等により生じた損失の額 (1)						
被害資産の原状回復のための費用の額 (2)						
その他震災に関連する費用の額 (3)						
震災により生じた損失の額の合計((1)+(2)+(3)) (4)						
(4)に補填された保険金又は損害賠償金等の額 (5)						
差引震災により生じた損失の額((4)-(5)) (6)						

本事業年度前の(6)⑩の額の合計 (7)

東日本大震災により受けた損失の額((6)⑩+(7)⑩) (8)

平成23年3月11日の属する事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額等

資本金の額又は出資金の額 (300万円以上の法人に限る)	(9)				
(9)以外の法人 (9)の法人は記入不要)	貸借対照表の 総資産の帳簿価格	(10)	貸借対照表の 総負債の帳簿価格	(11)	
	当該事業年度に 係る利益の額	(12)	当該事業年度に 係る欠損金の額	(13)	
	合計 (10)-(11)-(12)+(13)		(14)		
資本金の額又は出資金の額等の1/2の額 (9)または(14)×1/2(円未満切り捨て)	(15)				

(裏)
記載上の注意

- 1 法人県民税（法人税割）及び法人事業税に係る「課税標準額①」欄、「税額②」欄、「控除額③」欄、「納付すべき税額④」欄は、宮城県に係る額を記入してください。
- 2 「課税標準額①」欄及び「税額②」欄は、地方税法施行規則第6号様式（以下「申告書」という。）の次の欄に対応する額を記入してください。

税 目 等	課税標準額①	税額②
法人県民税（法人税割）	申告書の⑥又は⑦	申告書の⑬＋⑯
法人事業税		申告書の⑰＋⑱

- 3 「控除額③」欄は、法人事業税に係る原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例第2条の規定による不均一課税により減額される額又はその他条例の規定により課税免除された額を記入してください。
- 4 「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。
- 5 平成23年3月11日が属する事業年度（以下「震災事業年度」という。）の単年度では減免要件を満たしていたが、次の場合等において減免要件を満たさなくなった場合には、前事業年度の減免決定を取り消すこととなります。
 - (1) 震災により生じた費用に補てんされる保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度で計上しなかったが、震災事業年度後に計上した場合
 - (2) 震災事業年度において見積額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になった場合
- 6 ⑤～⑦については、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち震災により受けた損失の金額を記入してください。（震災の損失に関する特別利益の金額が生じる場合等は、基本的にその金額は損失額から控除します。）
- 7 「その他特別損失に係るもの⑦」欄は、震災による操業・営業休止に伴う不稼働損、取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）等を特別損失として計上した金額を記載してください。
- 8 「繰延資産⑨」欄には、震災により受けた損失を繰延経理により繰延資産として貸借対照表に計上しているときは、その金額を記載してください。
- 9 「(4)に補填された保険金又は損害賠償金等の額」欄は、震災による損失に係る保険金、損害賠償金、補助金（家屋の解体・撤去に係る補助金等）等を記入してください。なお、当該額が損益計算書で特別利益等として計上されている場合も、震災により生じた損失によるものは記入します。
- 10 「資本金の額又は出資金の額（9）」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度の申告書の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の額を記入してください。ただし、次の法人については、(10)～(14)欄に記入してください。
 - ・資本金の額又は出資金の額が300万円未満のもの
 - ・資本又は出資を有しないもの
 - ・県税条例第22条第2項において法人とみなされるもの
- 11 「(10)～(14)」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
- 12 「(12)～(13)」欄については、税引前の額を記入してください。
- 13 震災事業年度後に次により震災による損失額が変更される場合は、(1)～(6)欄は必ず記入して下さい。なお、変更がない場合においても、(7)～(15)欄は必ず記入してください。
 - (1) 前事業年度までに計上されていなかった震災による特別損失、特別利益、繰延資産が生じた場合
 - (2) 前事業年度までに計上した震災による見積もつた損失額が確定した場合
 - (3) その他、前事業年度までの震災による損失額を変更した場合
- 14 「(7)」欄には、前事業年度までの(6)⑩の額の合計を記入してください。
- 15 添付書類
 - ・損益計算書
 - ・損益計算書で震災による特別損失又は特別利益の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - ・貸借対照表
 - ・貸借対照表で震災による繰延資産の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - ・その他必要と認める書類追加[平成23年規則62号]